

一緒に秋田の未来を創りましょう！ハロー！皆来い！

(お問い合わせは 0 1 8 - 8 6 0 - 3 7 5 1)

秋田で働くと...

最大60万円[※]の奨学金返還を助成します！

大卒・高卒者等の県内定着促進に向けた、
県内企業に就職する新卒者等を対象とした奨学金返還助成制度です

○概要

| 区分 | 対象者 | 補助率 | 補助金 上限額 | 補助期間 | 対象奨学金 |
|-------|--|-----------------|------------|---|--|
| 一般分 | ①大学・短大・専門学校卒業の県内就職者 ②県内高校卒業等の県内就職者 ③Aターン就職者 | $\frac{2}{3}$ | 13万3千円/年 | 大卒など3年を 超える貸与期間の 場合は3年間 | 独立行政法人 日本学生支援機構 (第1種、第2種) |
| 未来創生分 | 「一般分」の対象者のうち、県が指定する 「特定業種」(航空機、自動車、情報、医療福祉、 新エネルギー)企業に就職する次の①～③の いずれかに該当する方 ①理系の学科(理学・工学・農学・保健)を修めた大学・ 大学院卒 ②英語等、特定の外国語について一定の資格等を有する 大学・大学院卒 ③高等専門学校卒 | $\frac{10}{10}$ | 20万円/年 | 短大・高校など 2年以上3年以下の 貸与期間の場合は 2年間 | (公財)秋田県育英会 ・大学月額 ・高等学校 県内市町村奨学金 (協議が整ったもの) |

※いずれの区分も、公務員等は対象外です

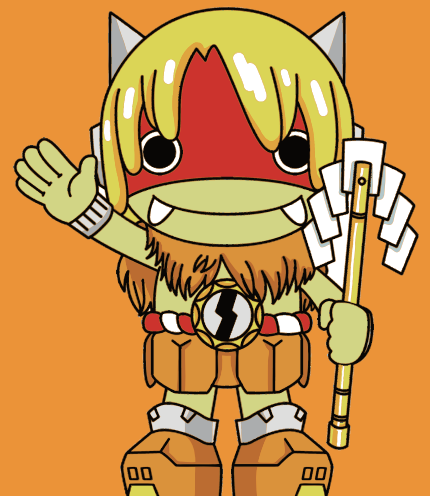
平成29年4月以降の県内就職者を
対象に平成30年度から支給開始

秋田県の返還助成はここがスゴい！

- ①対象となる人数が桁違いに多い！
⇒国のモデルでは年100人のところ、なんと年1,000人以上！
- ②正職員に限定しません！
⇒秋田に住み、働こうという方は、正職員に限らず、大歓迎です！
- ③理系の方はもちろん、文系の方も大募集！
⇒国のモデルでは「理系人材」を主に想定していますが、
秋田県はそれに加えて、一定の外国語能力を有する
「グローバル人材」も大募集！
- ④会社への就職のほか、起業する場合や農林漁業に従事する場合も
対象です！
- ⑤県内、県外の出身を問わず、Aターン者も対象です！
年齢制限もありません！

秋田で暮らし、働きたい方を全力で応援します！

秋田さ来てけれ！



©2015 秋田県んだッチ H270020

○新着情報は、秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」や
県が運営する就活情報サイト「kocchake!(こっちゃけ)」等で
お知らせしていきます



<http://www.furusato-teiju.jp/kocchake/>

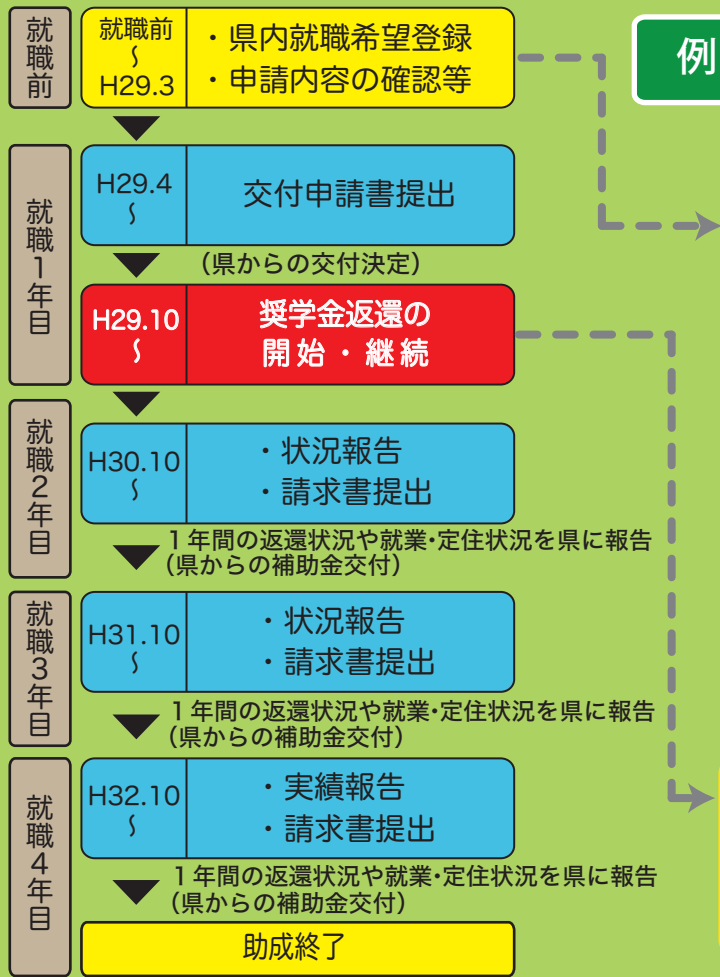
○「県内就職希望登録」をしていただいた方に、奨学金制度に関する
情報を提供していくこととしておりますので、ぜひ登録をお願いします

美の国あきたネット
県内就職希望登録



<http://pref.akita.lg.jp/www/contents/1161755050251/index.html>

○奨学金返還助成の流れ



例 ①平成29年3月大学卒 ②平成29年4月県内就職
③返還開始平成29年10月 ④助成期間3年 のケース

申請前にご確認ください！

- ①「一般分」「未来創生分」のどちらに該当するか？
- ②就職予定企業が「特定業種」に該当するか？
- ③県外本社企業に就職する場合、主要な勤務地を秋田県内に定めた雇用になっているか？

「県内就職希望登録」により、制度に関する情報を確実に入手いただけますので、ぜひ登録をお願いします。また、制度の仕組みや「特定業種」該当企業の情報は「Kocchake!」からご覧いただけます。
※URL等はオモテ面の下部をご確認ください。

注意 奨学金の返還は約定どおり行っていただき、県がその実績に対して助成を行う制度です。返還を2年間または3年間しなくていいという制度ではありません。

よくある質問

- Q1. 大学院卒、高等専門学校卒は対象になりますか。
A1. いずれも対象となります。
- Q2. 私は正規雇用ではありませんが、対象となりますか。
A2. 一定の条件はありますが、対象となります。
- Q3. 私は、県内で起業することを考えていますが、対象となりますか。
A3. 対象となります。また、農林漁業や、家業を継ぐような場合も対象となります。
本人の所得がない場合、確定申告で従事者に記載されていることが必要です。
- Q4. 対象者に「公務員等は対象外」とありますが、「等」の内容を教えてください。
A4. 対象外となるのは、**国家公務員・地方公務員（※正規職員）のほか**
①独立行政法人・地方独立行政法人（※正規職員）
②国立大学法人に就職した方（※正規職員）
③県外本社企業の本社採用者となります。
- Q5. 「対象奨学金」として3つ挙げられていますが、
①大学が独自に用意する奨学金
②入学一時金や教育ローン
③秋田県・県内市町村以外の自治体が用意する奨学金
④民間の奨学金
は、対象となりますか。
A5. いずれも対象外です。

- Q6. 助成金額の算定に当たっては、利子も対象となりますか。
A6. 利子も対象となりますが、上限金額は、有利子・無利子とも差はありません。
- Q7. 高校、大学と、それぞれ対象となる奨学金を借り入れている場合、どの奨学金が支援対象となりますか。また、日本学生支援機構の第1種・第2種を併用している場合はどうですか。
A7. 高校、大学と奨学金を借り入れている場合は、いずれか一つを選択していただけます。日本学生支援機構の1種・2種を併用している場合も、いずれかを選択していただけます。
- Q8. 「特定業種」企業は県外本社の企業も該当しますか。
A8. 該当する場合もあります。県内に事務所又は事業所があり、主たる勤務地を県内に限定した採用を行う場合となります。本社で一括採用し、県内に配属する場合は対象となりません。
なお、「特定業種」に該当する企業名等は、県のウェブサイト等に掲載していきます。
- Q9. 助成金額は奨学金の借入総額に、補助率 2/3 または 10/10 をかけたものとなりますか。
A9. 奨学金の「年返還額」に補助率をかけて各年度ごとの助成額を算出し、2～3年間交付するものです。



お問い合わせ
秋田県企画振興部 人口問題対策課
ハロー みな来い
☎ 018 (860) 3751

